

JGA ゴルフ月間 (5 月 1 日～5 月 31 日)

TOCHIGI

JGA WAG スクール® (1Day) 受講生募集!!

ゴルフは健康・体力を維持する効果とともに生活習慣病・認知症予防にも効果があることが医学的に明らかになりました

ゴルフは世代を超えて楽しめる生涯スポーツです

ゴルフは人との楽しいコミュニケーション作りに最適です

JGAWAG スクールはゴルフを『始める』『復帰する』『継続する』、そしてゴルフを通して『コミュニティ』作りのきっかけともなるスクールです。頭と身体を使うゴルフを1日で体験していただけます。

§ 受講資格：45 歳以上の方（重複受講はできません）

§ 受講料：1,000 円（各会場に当日持参）

§開催日・開催会場（各会場とも定員10名：先着順）

☆受講者全員に記念品贈呈

☆「日本シニアオープン」の入場券贈呈

開催日	会場	住所	電話番号・FAX 番号
5 月 9 日(金)	那須伊王野カントリークラブ	〒329-3436 那須郡那須町伊王野 591	TEL：0287-75-0211 Fax：0287-75-0744
5 月 14 日(水)	栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部	〒328-0121 栃木市細堀町 376	TEL：0282-28-1070 Fax：0282-28-1079
5 月 19 日(月)	塩原カントリークラブ	〒329-2804 那須塩原市折戸 148	TEL：0287-35-2211 Fax：0287-35-3503
5 月 28 日(水)	ニュー・セントアント・リュースゴルフクラブ・ジ・ヤ パ・ン	〒324-0024 大田原市福原 2002	TEL：0287-28-1191 Fax：0287-28-1539
5 月 30 日(金)	東松苑ゴルフ倶楽部	〒329-4217 足利市駒場町 1234	TEL：0284-91-1661 Fax：0284-91-1667

§ スクールカリキュラム

12:50 集合

オリエンテーション	自己紹介	ゴルフの知識等学習	ストレッチ運動	ゴルフ練習	コースプレー	ストレッチ運動	歓談
10 分	20 分	20 分	20 分	30 分	60 分	15 分	15 分

16:10 解散

§ 申込方法：各会場へ申込用紙を FAX 又は郵送にてお申込みください。

主催：栃木県ゴルフ場協議会・開催クラブ・日本ゴルフ協会(JGA)

後援：栃木県・開催会場各市町・栃木県ゴルフ連盟・(一社)栃木県ゴルフ振興基金

協力：栃木県プロゴルフ会・栃木県女子プロゴルフ会

お問い合わせ：栃木県ゴルフ場協議会 TEL028-621-0413 Fax028-621-0414

ホームページ www.t-golf.jp メールアドレス info@t-golf.jp



JGA WAG スクール®参加申込書

申込日： 年 月 日

ふりがな			希望 会場	開催日 5 月 日
お名前				ゴルフ場名
生年月日	年 月 日生 歳	性別	男 ・ 女	
ご住所	(〒 -)			
お電話番号		携帯		
メールアドレス				
緊急連絡先	氏名() 電話() 続柄()			
ゴルフ歴	ない ・ ある (年)	クラブ	持参 ・ レンタル希望	
この教室を何で知りましたか？ (○をつけてください)		新聞広告 ・ 友人 ・ 施設内広告 フリーペーパー ・ ホームページ ・ その他		

参加同意書

WAG.

私は、JGA WAG スクールへ参加するにあたり、受講規則及び施設の定める諸規則を遵守することを同意します。

●個人情報の第三者提供について

JGA WAG スクールに参加する場合、私が申込書に記載した上記情報が、(公財)日本ゴルフ協会(JGA)における、市場調査等研究開発、サービスの案内等の各種郵便物の送付のために、各開催施設および栃木県ゴルフ場協議会よりJGAに提供されることに同意します。

●肖像権について

私がJGA WAG スクールに参加する場合、開催会場における、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは各開催施設、栃木県ゴルフ場協議会、(一社)関東ゴルフ連盟および(公財)日本ゴルフ協会の目的に反しない範囲で利用するために、参加者(私)が写っている写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物等について、各開催施設、栃木県ゴルフ場協議会、(一社)関東ゴルフ連盟および(公財)日本ゴルフ協会が使用することに同意し、参加者(私)の写真・映像等が使用されたことによる金銭的対価を求めないことに同意します。

■JGA WAG クラブについて (各地域でのイベントへの参加や各種情報をお届けします。入会金・年会費無料)

JGA WAG スクールへの参加と併せて『JGA WAG クラブ』へ入会を ☐ 申し込みます。(※申し込む場合は☑)

年 月 日

氏 名

■申込書の送り先(FAX 番号)

那須伊王野 CC:0287-75-0744 栃木ヶ丘 GC:0282-28-1079

塩原 CC:0287-35-3503 ニュー・セントアンドリュース GC・ジャパン:0287-28-1539

東松苑 GC:0284-91-1667

その他お問合せはTEL:028-621-0413(栃木県ゴルフ場協議会)

JGA WAG スクール 受講規則

本ゴルフスクール参加申込みにあたっては、以下の各号をご誓約いただいております。

1. 健康状態が不安な場合、事前に医師の診断を受け健康状態を確認のうえ、参加いたします。
2. 体調不良、飲酒後等、運動に不適切と思われる状態でのスクール参加はいたしません。
3. 当スクールの品位を傷つけ、名誉を毀損し、または秩序をみだす行為はおこないません。
4. スクールの円滑な運営に支障を及ぼす行為はおこないません。
5. 現在または過去 5 年間に於いて、暴力団等反社会的勢力に所属または関係者ではありません。
6. スクール中における自分の不注意による事故、指導者や運営者の善管注意義務の範囲を超えた回避できない要因による事故、自分の用具および施設等に起因する事故など、スクールまたはその経営者、運営者、指導者の責に帰すべき事由がない事故に関連して発生した私本人、または第三者の身体、財物に対する損傷、損害について、スクールまたはその経営者、運営者、指導者及び公益財団法人 日本ゴルフ協会に対して損害賠償責任を問いません。
7. 本スクールを利用中に発生した参加者の「急激かつ偶然な外来の事故」による怪我以外で発生した事故、貴重品や手回り品の盗難、破損等については、主催者である各開催施設、栃木県ゴルフ場協議会及び公益財団法人 日本ゴルフ協会に対して、損害賠償責任を問いません。
8. 天災地変、社会情勢、施設のやむを得ない事情等により予定を変更・中止する場合があることを了承します。
9. 主催者および関係者が撮影した映像、写真等を主催者の事業として掲載および今後の事業で使用することに同意し、その使用の対価を求めません。

以上

JGA WAG クラブ 会員規約

第1条 (名称)

本会は、「JGA WAG クラブ」と称します。本会は、公益財団法人日本ゴルフ協会（以下「当協会」）が運営します。

第2条 (会員の資格)

会員とは、当協会が認めるゴルフスクールを所定回数受講し、本会の会員規約に同意の上で、入会の申込みをし、当協会が承認した方をいいます。

第3条 (会員カードの発行および費用)

1. 当協会が認定したゴルフスクールの申込書に必要事項を記入して入会を申し込み、ゴルフスクールを所定回数受講し、当協会が承認した会員には、会員カード（以下「JGA WAG カード」という）を一人につき1枚発行します。
2. JGA WAG カードの発行にかかる会員の手数料および年会費は無料とします。
3. JGA WAG カードは、会員本人のみが利用できるものとし、第三者への貸与、譲渡することはできません。
4. 会員は、JGA WAG カードの署名欄に自署するものとし、署名なきメンバーズカードを提示された場合は、本人であることを確認させていただくことがあります。

第4条 (会員特典の内容・提供方法等)

1. 会員は、当協会が主催、共催、または後援するイベントに参加することができます。
2. 会員は、当協会と提携している施設において会員特典を受けることができます。

第5条 (紛失・盗難・破損等)

1. JGA WAG カードの紛失・盗難・その他の事由により第三者に使用され、会員に損害が発生しても、当協会は一切の責任を負わないものとします。
2. JGA WAG カードの紛失・盗難・破損等が発生した場合、直ちに当協会へお届けください。

第6条 (会員の有効期限および退会)

1. 会員の有効期限はありません。ただし、当協会主催、共催、またはJGA WAG 会員を対象にしたイベント等に最後に参加された日より、2年以上ご参加がなく、会員の継続のご連絡がない場合は、自動的に退会扱いとなります。
2. 退会する場合には、当協会事務局宛にご連絡ください。

第7条 (会員情報の取扱い)

会員の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、携帯電話番号、およびメールアドレス等の個人情報（以下「会員情報」という）は、第8条に定める利用目的以外に利用いたしません。

第8条 (会員情報の利用目的)

会員情報は以下の目的のために利用いたします。

- (1) 会員に対し、イベント・会員特典・アンケート等のご案内。

(2) 市場調査等研究開発。

(3) 前各号のほか、会員の事前の同意を得た目的。

第9条 (会員資格の喪失)

会員が以下の項目のいずれかに該当するときは会員の資格を喪失し、当協会が退会させることができるものとします。

(1) 本規約に違反し、当協会が会員として不適格であると判断した場合。

(2) 入会または変更のお申し込みに際し、虚偽の申告があった場合。

(3) 本規約に同意いただけない場合。

(4) 本会、施設、他の会員に故意に損害、妨害を与えた場合。

(5) 会員が暴力団等反社会的勢力に所属または関係していると判明した場合。

第10条 (免責事項)

1. 会員の責に帰すべき事由による事故の損害賠償責任は、その会員が負うものとします。
2. 当協会が、主催、共催、又は後援するイベントでの盗難、紛失、クラブ等の破損については、当協会に法律上の責任がある場合を除き、当協会は損害賠償責任を負いません。また、当協会に責に帰すべき事由のない事故等に関して会員に生じた損害について、当協会は損害賠償責任を負いません。

第11条 (その他)

1. 運営上必要な事項のうち本会則に定めていない事項については、WAGクラブの細則をもって定めます。
2. 本規約の内容は、会員の事前承諾なく変更または廃止をする場合があることを予めご了承ください。

この会則は、令和5年4月1日から適用いたします。

■本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人日本ゴルフ協会

104-0032 東京都中央区八丁堀 2-24-2 八丁堀第一生命ビルディング 4 階

TEL 03-6275-2644 FAX 03-6275-2642